

国立教育政策研究所紀要編集要項

平成 18 年 11 月 22 日
国立教育政策研究所長決定

(総 則)

第 1 条 国立教育政策研究所紀要（以下、「紀要」という。）は、国立教育政策研究所（以下、「研究所」という。）における研究の成果を公表することにより、我が国の教育研究の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 紀要の刊行は、毎年度 1 回を原則とする。

(原稿の種類及び内容)

第 3 条 原稿の種類及び内容は次のとおりとし、いずれも未発表であることを原則とする。

- (1) 論 文：オリジナルな研究成果をまとめたもの。
- (2) 研究ノート：研究方法、教材開発、教育実践などを比較的短くまとめたもの。
- (3) 資 料：調査結果や研究報告をまとめたもの。
- (4) 研究展望：教育研究分野の成果をまとめ、研究を展望したもの。
- (5) 解 説：教育研究分野の動向を解説したもの。

第 4 条 特集テーマによる紀要を刊行できるものとする。ただし、特集テーマ原稿の種類は前条の分類によらない場合も可とする。

(原稿の投稿資格等)

第 5 条 紀要に原稿を投稿できる者は、下記のとおりとする。

- (1) 研究所の所員
- (2) 研究所の評議員、名誉所員、旧所員
- (3) 客員研究員、共同研究員、研究協力者
- (4) 研究所の共同研究における研究分担者
- (5) 国立教育政策研究所紀要編集会議（以下、「会議」という。）から原稿執筆依頼を受けた者
- (6) その他会議が適当と認めた者

第 6 条 投稿する原稿は、各号につき一人一点を原則とし、その内容は一つの前稿ごとに完結されたものとし、連載は認めない。

(原稿の審査及び掲載等)

第 7 条 審査は、紀要の原稿のすべてを対象とする。

第 8 条 原稿の審査は会議が担当し、個々の原稿について、原則としてそれぞれ 2 名以上の審査者が行う。

- (1) 審査する者は、会議の議を経て座長が委嘱する。
- (2) 会議は必要に応じ、審査する者に研究所外の研究者を含めることができる。

第 9 条 原稿の紀要への掲載、その他については、会議の議を経て座長が決定する。

第10条 掲載が決定された原稿について、内容の一部を修正することが望ましいと会議が判断した場合には、座長がその旨を執筆者に要請する。

(その他)

第11条 研究所内外の研究者等の利用に供するため、紀要に掲載された論文等を研究所のホームページに掲載する。

第12条 提出された原稿は、原則として返却しない。

第13条 原稿料の支払い及び掲載料の徴収はしない。

第14条 その他必要な事項は、会議が定める。

附 則

本要項は、平成18年11月22日から適用する。

附 則

本要項は、平成19年11月6日から適用する。